

新たな労使関係構築検討会議議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：平成26年4月14日（月）14:58～15:09

2. 場 所：農林水産省会議室

3. 出席者：

農林水産省	皆川芳嗣	事務次官
同	今井 敏	官房長
同	横山 紳	秘書課長
同	半田五太	秘書課人事調査官
同	宮浦浩司	秘書課調査官
全農林労働組合中央本部	棚村博美	中央執行委員長
同	柴山好憲	書記長
同	岡本吉洋	財政局長
同	渡邊由一	調査交渉部長（非現業担当）

(議事次第)

1. 開会

2. 農林水産省事務次官挨拶

3. 全農林労働組合中央本部 中央執行委員長挨拶

4. 資料説明・意見交換

5. 閉会

(配布資料)

- 「農林水産省における新たな労使関係の構築に関する基本方針」
（平成21年7月16日新たな労使関係構築検討会議）新旧対照案・現行本文

(概要)

(宮浦秘書課調査官)

ただいまから、「新たな労使関係構築検討会議」を開催する。

開催に当たり、当局側を代表して皆川事務次官より挨拶を申し上げる。

(皆川事務次官)

「新たな労使関係構築検討会議」においては、平成21年7月の「無許可専従問題」に対処するため、労使の代表者間で真摯に議論し、国民に後ろ指を指されることのない、透明性の高い労使関係の構築を目指してきたところである。

これまで、労使ともに、平成21年当時合意した「農林水産省における新たな労使関係の構築に関する基本方針」を遵守して来たところであるが、今回、大変残念ながら、地域センターにおいて政治的行為の制限違反が確認されたため、4月11日付けで職員2名を「戒告」としたところである。

こうした行為は、これまでの労使の努力を無にするおそれのある、看過できない行為であるが、個人の責めに帰するのではなく、当局・全農林が組織として再発防止を徹底したい。

このため、本日、政治的行為の制限の遵守等について「基本方針」に明記することを議題とするので、全農林においても、建設的な議論をお願いする。

（棚村中央執行委員長）

検討会議の冒頭に当たり、まずお詫び申し上げる。

2012年12月に行われた衆議院議員選挙等に関連して、全農林北陸地方本部富山分会の組合員の行為が国家公務員法に違反することが確認され、誠に遺憾であり、深く陳謝する。

全農林中央本部としては、この間、選挙等に関して法令遵守を徹底してきたが、国家公務員法に対する認識不足から、今回のような重大な事態を招いたことについて厳しく受け止めている。

全農林においては、明日に地方本部委員長会議を開催し、政治的行為の制限をはじめ服務規律の厳格な遵守を再確認するとともに、近々、外部有識者による「全農林コンプライアンス委員会」を開催し、全農林の一連の取組を検証する予定である。

今回、組合員から懲戒処分者を出した苦渋を十分に噛み締め、こうした事態が二度と生じないよう遵法意識の徹底、再発防止に万全を期する考えである。

（横山秘書課長）

それでは、本日の議題について確認的に説明する。

国家公務員法第102条に規定されている政治的行為の制限については、「基本方針」の如何に関わらず、当然に遵守すべきルールであるが、今回法令に対する認識不足から違反行為が発生したことを踏まえ、「Ⅰ 基本的考え方」に新たに明記する。

また、今回の違反行為が、職員団体の活動として、勤務時間中に、職場パソコンを利用して行われていたことを踏まえ、職場パソコンの利用について「Ⅳ 職員団体活動のための庁舎等の使用の適正化」に新たに明記する。

今回の改正趣旨は以上の2点であるが、意見を伺う。

（一同意見なし）

(横山秘書課長)

それでは、原案のとおり「基本方針」を改正する。

(宮浦秘書課調査官)

以上をもって、「新たな労使関係構築検討会議」を終了する。

(以 上)